

役場からのお知らせ

役場からのお知らせ

- ◆ 申請期限 2月29日(木)
  - ◆ 申請方法 必要書類を子育て支援課に持参または郵送してください。
  - ◆ 給付額 児童1人当たり5万円  
※児童とは、平成16年4月2日から令和6年2月29日までに出生した児童および特別児童扶養手当の支給対象となる児童(平成14年4月2日以降に出生した児童)をいいます。
  - ◆ 申請が必要な人 本給付金の支給を受けておらず、下表の①～③のいずれかに当てはまる人
- 給付金の詳細は、窓口へ問い合わせるか、町ホームページをご確認ください。



2月29日(木)締め切り  
低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の申請はお済みですか  
①問 子育て支援課 子育て支援係 ☎(232)2202

対象者	支給時期
ひとり親世帯分	①公的年金などを受給しており、令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない人 ②食費などの物価高騰の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった人
ひとり親世帯以外のその他世帯分	③児童を養育している人で、食費などの物価高騰の影響を受けて家計が急変し、収入が町民税均等割非課税に相当する程度まで下がった人



## 障がいのある人が受給できる各種手当

☎ 福祉課 地域福祉係 ☎(232)4913

一定基準以上の障がいがある場合、次の手当を受給できる可能性があります。詳細は窓口へ問い合わせるか、町ホームページに掲載している各種手当のしおりをご確認ください。

- ◆ 必要書類 認定請求書、戸籍謄本、診断書、振込先口座申出書、通帳の写しなど  
※世帯の状況などに応じて必要書類が異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

- ※所得が一定額以上ある場合など、受給できないことがあります。
- ※手当額は物価スライドにより改定される場合があります。



手当の名称	対象となる人	手当月額
特別児童扶養手当	身体または精神に、中度以上の障がいがある20歳未満の児童を家庭で監護している父もしくは母(所得が高い方)あるいは父母に代わってその児童を養育している人	1級：53,700円 2級：35,760円
特別障害者手当	著しい重度の障がいのため、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の20歳以上の人	27,980円
障害児福祉手当	重度の障がいのため、日常生活において常時介護を必要とする在宅の20歳未満の人	15,220円

## 『きくよう健康倶楽部』通信 [No.34]

### きくよう健康倶楽部 継続申請書を送付しました



☎ 健康・保険課 健康増進係 ☎(232)4912

町では、健康活動を行うことで貯めたポイントを商品券などに交換できる「きくよう健康倶楽部」事業を行っています。来年度も継続して取り組む場合は、町から届いた継続申請書の提出が必要です。

- ◆ 更新料 無料
- ◆ 提出書類 きくよう健康倶楽部継続申請書、アンケート
- ◆ 提出方法
  - ・インターネット(おすすめ) 右記QRコードから申請
  - ・郵送 〒869-1192(住所不要) 菊陽町役場 健康・保険課 きくよう健康倶楽部担当者 宛 ※切手代は自己負担です。



- ・窓口 下記3カ所のいずれかで申請してください。
  - ①総合交流ターミナルさんふれあ内にんじむカウンター 午前10時～午後5時45分(毎週火を除く)
  - ②光の森町民センターキャロピア 午前9時～午後5時45分
  - ③健康・保険課 午前8時30分～午後5時(土日祝を除く)
- ◆ 提出期限 2月29日(木)
- ◆ ポイント申請期限
  - ①さんふれあ 3月31日(日)
  - ②キャロピア 3月31日(日)
  - ③健康・保険課 3月29日(金)

## 年長児と小学6年生が対象 各予防接種は3月末までです

☎ 健康・保険課 健康増進係 ☎(232)4912

以下の予防接種の期間は3月末までです。母子健康手帳を確認し、接種が済んでいない人は早めに受けましょう。

- ◆ 接種方法・場所 事前に指定医療機関に予約(※)
  - ◆ 持参物 母子健康手帳、予診票(※)、健康保険証など住所が確認できるもの
- ※対象者には、予診票と指定医療機関一覧を令和5年4月に送付しています。紛失や令和5年4月以降に転入した場合は、お問い合わせください。

予防接種名	対象者(生年月日)	接種期限	費用
麻疹風しん混合(MR)2期	小学校入学前1年間(平成29年4月2日～平成30年4月1日)	3月末	無料
ジフテリア・破傷風(DT)二種混合	小学6年生(平成23年4月2日～平成24年4月1日)		

## ひかりっこ 陽っ子カードの 保険・口座変更の手続きが オンラインでできます

☎ 健康・保険課 国保・年金係 ☎(232)4912

子どもが加入する健康保険の変更や登録口座の氏の変更、別口座への変更は、変更届の提出が必要です。この度、下記QRコードからオンラインで届け出ができるようになりましたので、ご利用ください。



※住所や受給者の変更をする場合は、受給者証の再交付が必要ですので、健康・保険課または西部支所で手続きをしてください。